

平成 17 年 度

厚生労働科学研究費補助金公募要項

平成 16 年 10 月 28 日

厚生労働省大臣官房厚生科学課

目 次

	頁
．厚生労働科学研究費補助金の目的及び性格	1
．応募に関する諸条件等	
（ 1 ） 応募資格者	2
（ 2 ） 研究組織及び研究期間等	2
（ 3 ） 対象経費	3
（ 4 ） 応募に当たっての留意事項	4
（ 5 ） 提出期間	5
（ 6 ） 提出先	6
（ 7 ） 提出部数	6
（ 8 ） その他	6
．照会先一覧	9
．研究課題の評価	10
．公募研究事業の概要等	
（ 1 ） 各研究事業の概要及び新規課題採択方針等	11
（ 2 ） 公募研究事業計画表	73
．補助対象経費の単価基準額一覧表	74
（ 付 ） 研究計画書の様式及び記入例	77

厚生労働科学研究費補助金の目的及び性格

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から、毎年度厚生労働省ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています。

応募された研究課題は、事前評価委員会において「専門的・学術的観点」や「行政的観点」等からの総合的な評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。

なお、この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（以下「補助金適正化法」という。）等の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定取り消し、返還等の処分が行われますので十分留意して下さい。

平成17年度公募研究事業

1. 行政政策研究事業
2. 先端的基盤開発研究事業
3. 臨床応用基盤研究事業
4. 長寿科学総合研究事業
5. 子ども家庭総合研究事業
6. 第3次対がん総合戦略研究事業
7. 循環器疾患等総合研究事業
8. 障害関連研究事業
9. IIX^{*}・肝炎・新興再興感染症研究事業
10. 免疫アレルギー^{*}-疾患予防・治療研究事業
11. こころの健康科学研究事業
12. 難治性疾患克服研究事業
13. 医療技術評価総合研究事業
14. 労働安全衛生総合研究事業
15. 食品医薬品等リスク分析研究事業
16. 健康科学総合研究事業

この公募は、本来平成17年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早く補助金を交付するために、予算成立前に行うこととしているものです。予算の成立状況によっては新規採択予定課題数を下回る場合がありますので、留意して下さい。

「7. 循環器疾患等総合研究事業」のうち糖尿病対策に関する研究と、「11. こころの健康科学研究事業」のうちうつ病対策に関する研究については、別途、戦略研究課題として実施する予定であり、今回は公募しません。

平成16年度までに採択された研究課題と同一内容の研究は採択の対象となりません。

応募に関する諸条件等

(1) 応募資格者

1) 次のア及びイに該当する者(以下「主任研究者」という。)

ア. (ア)から(キ)に掲げる国内の試験研究機関等に所属する研究者

(ア) 厚生労働省の施設等機関

(イ) 地方公共団体の附属試験研究機関

(ウ) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関

(エ) 民間の研究所(民間企業の研究部門を含む。)

(オ) 研究を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人等

(カ) 研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人

(キ) その他厚生労働大臣が適当と認めるもの

イ. 研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行(研究成果のとりまとめ、補助金の適正な執行を含む。)に関して全ての責任を負い、外国出張その他の理由により長期にわたってその責務を果たせなくなる、或いは定年等により退職し研究機関を離れること等の見込みがない者。

2) 研究を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人

不適正経理に伴う補助対象者の見直しについて

研究者が不適正経理を行ったことを理由に、平成16年度以降、補助金適正化法第17条第1項の規定に基づき、当該事業の全部又は一部を取り消された場合については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ一定期間、当該研究者を本補助金の交付の対象外となります。

- ・ 分担研究者が不適正経理を行った場合は、分担研究者のみが本補助金の交付対象外となります。
- ・ 補助金適正化法で定める他の補助金等において不適正経理を行った場合も上記に準じて取り扱います。

ア 不適正経理を行ったが研究以外の用途への使用がなかった場合

補助金の返還が命じられた年度の翌年度及び翌々年度

イ 研究以外の用途への使用があった場合

補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2～5年度間

(2) 研究組織及び研究期間等

ア. 研究組織

(ア) 主任研究者

公益法人が応募する場合にあっては、主任研究者として当該法人所属の研究者を主任研究者として位置づけること。

(イ) 分担研究者

分担研究者は分担した研究項目について実績報告書を作成する必要がある。

また、分担した研究項目の遂行に必要な経費の配分を受けた場合、その適正な執行に責任を負わねばならない。

(ウ) 研究協力者

主任研究者の研究計画の遂行に協力する。

なお、研究協力者は実績報告書を作成する必要はない。

イ. 研究期間

厚生労働科学研究費補助金取扱規程第9条第1項の規定に基づく交付基準額通知受理後の実際に研究を開始する日から当該年度の実際に研究が終了する日とします。

ウ. 所属機関の長の承諾

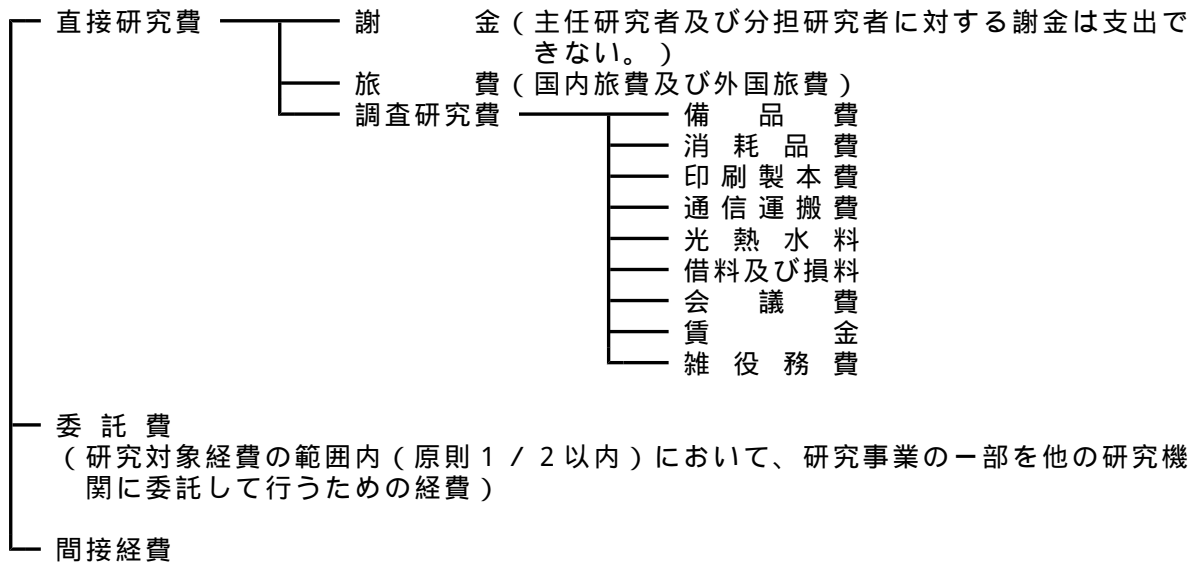
主任研究者(分担研究者を含む)は、当該研究を応募することについて所属機関の長の承認を得てください。なお、当該研究の実施にかかる承諾書の提出は補助金を申請する時に提出していただくこととなります。

(3) 対象経費

ア. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。

なお、経費の算出に当たっては、別添「厚生労働科学研究費補助金における補助対象経費の単価基準額一覧表(平成17年度)」により算出して下さい。



イ. 申請できない研究経費

本補助金は、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人を対象としているので、次のような経費は申請することはできませんので留意して下さい。

(ア) 建物等施設に関する経費。

ただし、補助金により購入した設備備品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。

- (イ) 研究補助者に対する月極めの給与、退職金、ボーナスその他各種手当。(若手研究者育成活用事業などの推進事業を利用してください。)
- (ウ) 机、いす、複写機等研究機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費。
- (エ) 研究実施中に発生した事故又は災害の処理のための経費。(被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険(当該研究計画に位置づけられたものに限る。)の保険料を除く。)
- (オ) その他本補助金による研究に関連性のない経費。

ウ．外国旅費等について

主任研究者又は分担研究者(公益法人にあっては、当該研究に従事する者であって主任研究者又は分担研究者に準ずる者)で1行程につき最長2週間の期間に限り、海外渡航に必要な外国旅費及び海外で必要となる経費(直接研究費の各費目に限る)が補助対象となっています。(ただし、当該研究上必要な専門家会議、情報交換及び現地調査又は国際学会等において当該研究の研究成果の発表を行う場合に限りです。)外国旅費等を申請する場合には、当該年度申請額の20%(ただし、最高5,000千円を限度とする。)を上限額としています。

エ．備品について

価格が50万円以上の機械器具等であって、賃借が可能なものを購入するための経費の申請は認められません。研究の遂行上、調達が必要な機械器具等については、原則的にリース等の賃借により研究を実施していただくこととなります。

オ．賃金について

賃金は主任研究者(分担研究者含む)の研究計画の遂行に必要な資料整理等(経理事務等を行う者を含む)を行う者を日々雇用する経費ですが、これらの者を補助金により研究機関においても雇用することができます。

この場合、研究機関が雇用するために必要となる経費は、補助金から所属機関に対して納入してください。(間接経費が支給される場合は除く)

国立試験研究機関(注)の研究者に公募による研究経費が交付された場合、経理事務及び研究補助に要する賃金職員は別途の予算手当によって各機関一括して雇用するため、研究経費からこれらに係る賃金は支出できません。

(注) 国立試験研究機関とは、国立医薬品食品衛生研究所、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所及び国立保健医療科学院をいう。

カ．間接経費について

間接経費は、厚生労働科学研究費補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を、直接研究費等に上積みして措置するものであり、研究費の補助を受ける主任研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資することを目的としています。

間接経費の補助対象は、平成16年度に新規採択される研究課題で3千万円以上の研究費であり、20%を限度に交付を予定しています。なお、本制度については、主任研究者が国立試験研究機関に所属する場合には対象外となります。

(4) 応募に当たっての留意事項

ア．補助金の管理及び経理について

補助金の管理及び経理の透明化及び適正化を図るとともに、主任研究者及び経費の配分を受ける分担研究者の直接研究費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、主任研究者等の所属機関の長に委任してください。

(ア) 間接経費が交付される研究にあっては、必ず主任研究者が所属する研究機関の長に委任してください。

(イ) 間接経費が交付されない研究にあっては、必要に応じて主任研究者に交付される直接研究費により所属機関において関係事務担当者を置くなど(上記(3)オ．賃金について)を参照)して、できる限り主任研究者が所属する研究機関の長に委任してください。

なお、研究機関に委任できない特別な事情がないにもかかわらず、機関に委任しない場合は、採択しないのでご注意ください。

(ウ) 国立試験研究機関の職員が主任研究者等となる場合は、必ず所属機関の長に委任してください。

イ．経費の混同使用の禁止について

他の経費(研究機関の経常的経費又は他の補助金等)に本補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできません。

ウ．研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点

各府省が定める以下の法律・省令・倫理指針等を遵守してください。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成13年文部科学省告示第155号)

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)

手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)

遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号)

疫学研究に関する倫理指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号)

臨床研究に関する倫理指針(平成15年厚生労働省告示第255号)

エ．本補助金の応募に当たっての留意点について

本補助金の応募に当たっては、「5.公募研究事業の概要等」の<新規課題採択方針>及び<公募研究課題>の記載内容を良く確認し、ご自身の研究内容が行政のニーズを満たすものであるかどうかを十分検討して下さい。

- (5) 提出期間 平成16年10月28日(木)～12月10日(金)
(受付時間は、9:30～12:00及び13:00～17:00とし、土・日・祝日の受付は行いません。)
申請書類は、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とし、封書

宛名左下に赤字で「研究事業名」及び「公募課題番号」を記入してください。なお、12月10日（金）までの消印も有効としますが、提出期間内
にできるだけ到着するよう余裕をもって投函してください。

(6) 提出先 厚生労働省内の各研究事業担当課 <3. 照会先参照>
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎第5号館)
なお、研究機関等においては、所属する研究者の研究計画書をできるだけ
とりまとめのうえ提出して下さい。

(7) 提出部数 研究計画書20部(研究計画書(正)1部、(正)の写し19部)
(研究計画書は、両面印刷し左上をホチキスで止めること。)

(8) その他

ア. 研究の成果及びその公表

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、本補助金による研究事業の成果に
よって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に
相当する金額を国庫に納付させることがあります。

また、報告書等は公開となります。

イ. 厚生労働科学研究費補助金による推進事業の活用について

本公募要項に基づく公募による研究者等への研究費補助のほか、採択された研究課
題を支援するため、厚生労働科学研究費補助金により、主に次の事業を関係公益法人
において実施します。

(ア) 外国人研究者招へい事業

課題が採択された主任研究者からの申請に基づき、当該研究の分野で優れた研究
を行っている外国人研究者を招へいし、海外との研究協力を推進することにより我
が国における当該研究の推進を図る事業。(招へい期間：2週間程度)

(イ) 外国への日本人研究者派遣事業

課題が採択された主任研究者からの推薦に基づき、国内の若手日本人研究者を外
国の研究機関及び大学等に派遣し、当該研究課題に関する研究を実施することによ
り、我が国における当該研究の推進を図る事業。(派遣期間：6ヶ月程度)

(ウ) リサーチ・レジデント事業(若手研究者育成活用事業)

課題が採択された主任研究者からの申請に基づき、主任又は分担研究者の所属す
る研究機関に当該研究課題に関する研究に専念する若手研究者を一定期間(原則1
年、最長3年まで延長)派遣し、当該研究の推進を図るとともに、将来の我が国の
当該研究の中核となる人材を育成するための事業。

(対象者：博士の学位を有する者又はそれと同等の者(満39歳以下の者))

当該事業に係る募集案内については、研究課題採択後に実施公益法人から直接主任
研究者あて行うこととなります。

ウ．研究計画書に記載する公募課題番号について

「５．公募研究事業の概要等」の各研究事業公募研究課題に明示されている番号を記載して下さい。

エ．健康危険情報について

厚生労働省においては、平成９年１月「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下、「健康危険情報」という。）については、厚生労働科学研究費補助金により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしておりますので、その趣旨をご理解の上、研究の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

オ．政府研究開発データベース入力のための情報

本補助金により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、研究計画書中の「１７．政府研究開発データベース」に確実に記入願います。

（ア）研究者ＩＤ

主任研究者又は分担研究者の内、大学関係又は国・特殊法人等の研究機関に所属する研究者は、それぞれ所属機関等により付与された研究者ＩＤを記入して下さい。文部科学省の科学研究費ＩＤ（８桁）をもっている大学等の研究者は、２０という２桁の数字をあたりに付けた１０桁の数字が研究者ＩＤとなります。国立研究機関等の研究者は、ＩＤを所属機関に確認して下さい。

なお、分担研究者にあっては、研究費の配分額の多い者から順に１０名までがＩＤ記載の対象となります。

（イ）エフォート

主任研究者又は分担研究者は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間の配分率（％）いわゆるエフォートについて、研究者の年間の全仕事時間（正規の勤務時間に限らない）を１００％として小数点以下を四捨五入し整数で記入して下さい。

なお、分担研究者にあっては、研究費の配分額の多い者から順に１０名までがエフォート記載の対象となります。

また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何％ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いいたします。

（ウ）研究分野

主たる研究分野を「重点研究分野コード表」より選び、研究区分番号、重点研究分野、研究区分を記入するとともに、関連する研究分野（最大３つ）についても同様に記入願います。

（エ）研究キーワード

当該研究の内容に則した、研究キーワードについて、「研究キーワード候補リスト」より選び、コード番号、研究キーワードを記入願います。（最大５つ）

該当するものがない場合、３０字以内で独自のキーワードを記入して下さい。

(オ) 研究開発の性格

当該研究について、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれにあたるかを記載願います。

カ．研究課題採択後において、厚生労働省が指示する厚生労働科学研究費補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取り消しを行うこともありますので十分留意して下さい。また、他省庁等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに「3．照会先覧」に記載された担当課へ報告し、いずれかの研究を辞退してください。なお、この手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、当省の採択の取消し、また、交付決定においては、補助金の返還を求めることがあります。

照 会 先 一 覧

この公募に関して疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会して下さい。

区 分	連絡先（厚生労働省代表03-5253-1111）
1. 行政政策研究事業 (1) 政策科学推進研究事業 (2) 統計情報高度利用総合研究事業 (3) 社会保障国際協力推進研究事業 (4) 国際健康危機管理ネットワーク強化研究事業	政策統括官付政策評価官室(内線7778) 大臣官房統計情報部保健統計室(内線7505) 大臣官房国際課(内線7319) 同上
2. 先端的基盤開発研究事業 (1) ヒトゲノム・再生医療等研究事業 ヒトゲノム分野 再生医療分野 (2) 萌芽の先端医療技術推進研究事業 (3) 身体機能解析・補助・代替機器開発研究事業	医政局研究開発振興課(内線4150) 健康局疾病対策課(内線2359) 医政局研究開発振興課(内線4150) 医政局研究開発振興課(内線2545)
3. 臨床応用基盤研究事業 (1) 基礎研究成果の臨床応用推進研究事業	医政局研究開発振興課(内線4150)
4. 長寿科学総合研究事業 (1) 長寿科学総合研究事業	老健局総務課(内線3908)
5. 子ども家庭総合研究事業 (1) 子ども家庭総合研究事業 (2) 小児疾患臨床研究事業	雇用均等・児童家庭局母子保健課(内線7937) 医政局研究開発振興課(内線2545)
6. 第3次対がん総合戦略研究事業 (1) がん臨床研究事業	健康局総務課生活習慣病対策室(内線2339)
7. 循環器疾患等総合研究事業 同上	同上
8. 障害関連研究事業 (1) 障害保健福祉総合研究事業 (2) 感覚器障害研究事業	社会・援護局障害保健福祉部企画課(内線3018) 同上
9. IIX・肝炎・新興再興感染症研究事業 (1) 新興・再興感染症研究事業 (2) エイズ対策研究事業 (3) 肝炎等克服緊急対策研究事業	健康局結核感染症課(内線2386) 健康局疾病対策課(内線2357) 健康局結核感染症課(内線2386) 健康局疾病対策課(内線2359)
10. 免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業	健康局疾病対策課(内線2359)
11. こころの健康科学研究事業	社会・援護局障害保健福祉部企画課(内線3018)
12. 難治性疾患克服研究事業	健康局疾病対策課(内線2356)
13. 医療技術評価総合研究事業	医政局総務課(内線2520)
14. 労働安全衛生総合研究事業	労働基準局安全衛生部計画課(内線5550)
15. 食品医薬品等リスク分析研究事業	医薬食品局食品安全部企画情報課(内線2452)
(1) 食品の安心・安全確保推進研究事業(仮称) (2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業	医薬食品局総務課(内線2712)
(3) 化学物質リスク研究事業	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室(内線2798)
16. 健康科学総合研究事業	健康局総務課地域保健室(内線2334)

公募研究事業名の(仮称)については、平成17年度予算成立後に削除する予定です。したがって、研究計画書を提出する時には研究事業名の(仮称)を削除して提出願います。

・研究課題の評価

研究課題の評価は、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成14年8月27日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に基づき、新規申請課題の採択の可否等について審査する「事前評価」、研究継続の可否等を審査する「中間評価」（ ）、研究終了後の研究成果を審査する「事後評価」の3つの過程に分けられます。

「事前評価」においては、提出された研究計画書に基づき外部専門家により構成される事前評価委員会において、「専門的・学術的観点」と「行政的観点」の両面からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加えます。）を経たのち、研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。（なお、大型の公募研究課題については、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行います。）

研究課題決定後は、速やかに申請者へ文書で通知します。

また、採択された課題等については、印刷物のほか厚生労働省ホームページ等により公表します。

研究期間が複数年度で採択された研究課題であっても、中間評価により途中で終了することがある。

（1）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ア．研究の厚生労働科学分野における重要性
 - ・厚生労働科学分野に対して有用と考えられる研究であるか
- イ．研究の厚生労働科学分野における発展性
 - ・研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
- ウ．研究の独創性・新規性
 - ・研究内容が独創性・新規性を有しているか
- エ．研究目標の実現性・即効性
 - ・実現可能な研究であるか
 - ・研究が効率的に実施される見込みがあるか
- オ．研究者の資質、施設の能力
 - ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか

（2）行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ア．行政課題との関連性
 - ・厚生労働行政の課題と関連性がある研究であるか
- イ．行政的重要性
 - ・厚生労働行政にとって重要な研究であるか
 - ・社会的・経済的効果が高い研究であるか
- ウ．行政的緊急性
 - ・現時点で実施する必要性・緊急性を有する研究であるか

公募研究事業の概要等

各研究事業の概要及び新規課題採択方針等

1. 行政政策研究事業

(1) 政策科学推進研究事業

< 事業概要 >

社会保障制度に対する国民の関心は高まっており、施策を推進していくうえでは専門的・実務的な観点からの実証的研究を踏まえた政策の企画立案が求められている。

本研究事業は人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障制度全般に関する研究、年金に関する政策科学研究等に積極的に取り組み、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進に資することを目的とする。

< 新規課題採択方針 >

平成17年度の新規研究は、出生率等の仮定設定等人口・少子化問題、女性・若年者の就労形態の変化の動向、社会保障と地域・家族等私的ネットワークとの役割分担、年金・医療等制度相互の給付の調整、年金制度の一元化など当面の行政課題に関するものを重点的に採択することとする。

なお、多職種による共同研究で施策に直結し、短期間で具体的な成果を上げることが見込まれる実証的研究を積極的に評価する。

研究費の規模：1課題当たり3,000～10,000千円程度（1年当たり）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：27課題程度

< 公募研究課題 >

社会保障制度に影響を与える社会経済の変化の動向及びこれらに対する政策的対応に関する調査研究

(7) 人口・少子化問題に関する調査研究

(a) 人口及び世帯推計並びに出生率及び死亡率の仮定設定の手法に関する調査研究

(17010101)

(b) 男性の育児休暇取得を促進する要因及び政策についての調査研究

(17010201)

(c) 結婚、出産、子育ての家庭構造、ライフコース別変化の動向、要因の把握及びこれらに対する社会保障の政策的対応に関する調査研究

(17010301)

(d) 子どもを持つ世帯の実態と子育て支援に関する研究

(17010401)

(e) 少子化の要因・動向及びこれらに対する社会保障の政策的対応に関する調査研究

(17010501)

(1) 社会・産業構造等の変化が社会保障に与える影響に関する調査研究

(a) 女性・若年者を中心とした就労形態の変化の動向及びこれらに対する社会保障の政策的対応に関する調査研究

(17010601)

- (b) 社会保障における低所得者対策と生活保護の在り方に関する研究 (17010701)
- (c) 社会保障とソーシャル・インクルージョン(貧困者や失業者、ホームレス等社会から排除されている人々の社会的参入)との関係に関する調査研究(17010801)
- (d) 家族構造及び女性のライフコース(一生を生きていく道筋)の変化と社会保障との関係に関する研究 (17010901)

社会保障の共通事項に関する調査研究

- (ア) 社会保障と地域、ボランティア及び家族等の私的ネットワーク機能との役割分担に関する研究 (17011001)
- (イ) 社会保障における税・保険料・一部負担の在り方に関する研究
 - (a) 年金・医療保険等各制度における在り方 (17011101)
 - (b) 国民経済全体における在り方 (17011201)
- (ウ) 年金、医療、介護、生活保護の制度相互の給付の調整に関する研究 (17011301)
- (I) 社会保障分野の政策評価に関する調査研究
 - (a) 地域における少子化対策の評価に関する実証研究 (17011401)
 - (b) 保健医療分野の政策評価に関する実証研究 (17011501)
 - (c) 福祉・介護分野の政策評価に関する実証研究 (17011601)
 - (d) 年金分野の政策評価に関する実証研究 (17011701)
 - (e) 独立行政法人の政策評価に関する実証研究 (17011801)
 - (f) その他政策評価に関する研究 (17011901)
- (オ) 社会保障におけるサービス提供主体に関する調査研究 (17012001)
- (カ) 社会保障分野における権利擁護と安全確保に関する法律学的分析及び研究 (17012101)
- (キ) 社会保障制度が家計等経済主体に及ぼす影響に関する研究 (17012201)
- (ク) 個人レベルの社会保障の給付と負担に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 (17012301)
- (ケ) 人口、経済及び社会保障の総合的なモデルに関する研究 (17012401)
- (コ) 所得・資産格差と社会保障給付・負担の在り方に関する研究 (17012501)

社会保障と関連する施策との連携に関する調査研究

- (ア) 労働政策との連携に関する調査研究 (17012601)
- (イ) 地方分権、市町村合併及び規制改革等を踏まえた、今後の社会保障分野における国、地方、民間の役割に関する調査研究 (17012701)
- (ウ) 情報政策推進に関する調査研究
 - (a) 情報化社会における社会保障政策の在り方に関する研究 (17012801)
 - (b) 情報化による社会保障行政の効率化に関する研究 (17012901)
 - (c) 社会保障分野における個人情報の保護及び利活用に関する研究 (17013001)
- (d) 社会保障分野における情報化の進展が経済及び社会に及ぼす影響に関する研究 (17013101)
- (I) 社会保障政策としての住宅政策に関する研究 (17013201)
- (オ) その他社会保障と関連する施策との連携に関する調査研究 (17013301)

社会保障の個別分野に関する調査研究

(7) 医療に関する制度及び施策並びに経済的評価に関する研究

(a) 医療行為及び医療機関の管理費用の評価に関する研究 (17013401)

(b) 医薬品の価格設定に関する国際比較研究 (17013501)

(c) その他医療に関する制度及び施策並びに経済的評価に関する研究
(17013601)

(1) わが国の疾病負荷 (disease burden) 等に基づく保健医療研究分野の優先順位付けに関する研究 (17013701)

(ウ) 介護及び社会福祉に関する制度及び施策並びに経済的評価に関する研究

(a) 介護保険制度のマクロ経済への影響に関する研究 (17013801)

(b) 介護予防対策の費用対効果に着目した経済的評価に関する研究
(17013901)

(c) 介護サービスの利用に伴う高齢者の経済的負担に関する研究 (17014001)

(d) 地域福祉の在り方に関する研究 (17014101)

(e) その他介護及び社会福祉に関する制度及び施策並びに経済的評価に関する研究
(17014201)

(I) 年金に関する政策科学研究

(a) 公的年金制度の一元化・年金制度体系の在り方に関する調査研究
(17014301)

(b) 年金の給付水準に関する調査研究 (17014401)

(c) 雇用・働き方の変化と年金の関係に関する調査研究 (17014501)

(d) その他年金に関する制度及び施策に関する研究 (17014601)

(2) 統計情報高度利用総合研究事業

< 事業概要 >

少子・高齢化の進展や国民のニーズの多様化に伴い、厚生労働行政を推進するうえで、今後ますますきめ細かい、正確で使いやすい統計情報が必要とされる。

これに対応するため、本研究事業では保健、医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に係る統計調査の在り方に関する研究及びこれまでの厚生労働統計調査で得られた情報の高度利用に関する研究を実施し、厚生労働行政の推進に資することを目的とする。

< 新規課題採択方針 >

課題選択にあたっては、「統計行政の新たな展開方向（平成15年6月27日）」(<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/tenkai/pdf/houdou.pdf>)を踏まえた研究及び厚生労働省大臣官房統計情報部所管の統計調査に実際に応用が可能な研究を評価する。

研究費の規模：1課題当たり3,000千円～4,500千円程度（1年当たり）

研究期間：1～2年程度

新規採択予定課題数：3～4課題程度

< 公募研究課題 >

厚生労働統計の高度分析指標の開発・適応に関する研究

・保健医療福祉等指標の総合的開発に関する研究 (17020101)

(留意点)

保健、医療、福祉等の分野において、少子高齢化、疾病構造の変化等の社会経済的動向を踏まえた指標化に関する研究であること。

地域の状況の観察や施策の評価に活用可能な評価指標やベンチマーク等に関する具体的提言を目的とし、実現可能性のあるものを評価する。

厚生労働統計情報の高度処理システムの開発に関する研究

- ・技術の進歩・統計調査の高度化等に対応した処理システムに関する研究

(17020201)

(留意点)

情報通信・処理技術の進歩、普及等に対応した研究や、より高度な行政ニーズ、プライバシー意識の高まり等の統計を取り巻く状況の変化に対応した研究であること。

本公募課題については、統計調査へ応用可能な研究だけでなく、技術や学問の進歩に伴う先駆的研究、長期的展望に立った提言等の在り方に関する研究についても評価する。

厚生労働統計情報の国際的情報発信等に関する研究

- ・保健医療福祉統計情報の国際比較及び国際比較可能性向上に関する研究

(17020301)

(留意点)

統計においても重要な国際比較等に関する研究であり、統計調査に実際に活用可能な研究であること。

適切な国際比較の検討、実施による保健医療福祉施策への活用を踏まえた研究を評価する。

その他統計調査の高度な利用又は効率的かつ効果的な企画・立案及び実施方策に関する研究であって、重要性・緊急性が特に高いもの。

(17020401)

(3) 社会保障国際協力推進研究事業

<事業概要>

今や世界大国の一つであり、また、様々な方法で国際機関や援助機関等へ大規模な援助を行っている我が国においては、年々、社会保障分野全体を視野においた国際協力の重要性は増す一方であり、同時に国際協力の効果的、戦略的実施の必要性も高まっている。

本研究事業は、このような状況を考慮した、社会保障に係る国際協力の効果的実施に資することを目的とする。

<新規課題採択方針>

効果的・効率的な協力を推進するための戦略的重点的方策に関する研究について募集を行う。

なお、上記状況に鑑み、WHO等の国際機関を通じた多国間協力及び二国間での国際協力を進めるにあたって、その具体的な方向性を示すための基礎資料となる研究を採択する。

特に、国際機関や援助機関の様々な方法論や仕組みを我が国に反映させる方法、及び主に社会保障システムに着眼した開発途上国へのアプローチ方法に関する研究を優先する。

研究費の規模：1課題当たり5,000千円～15,000千円程度(1年当たり)

研究期間：3年程度

新規採択予定課題数：2課題程度

< 公募研究課題 >

多国間協力事業の進捗管理及び評価手法のあり方、および国際機関の機構改善に関する研究 (17030101)

(留意点)

- ・ 例えばWHO関連パートナー(Stop TBやGAVI)、世界エイズ・結核・マラリア対策基金など、民間企業やNGOなどの市民社会が参画する事業を対象とすること。
- ・ それらの事業計画の立て方、進捗状況のモニタリング手法、事業の意志決定に対する拠出者の関与について明らかにすること。
- ・ USAID(米)及びDFID(英)等、他国政府や援助機関の中でモニタリングや事業評価に積極的に取り組んでいる事例の国際的な知見も集積し、これまで開発されているモニタリング方法、評価方法について比較すること。

社会保障分野に関する国際協力の在り方に関する研究 (17030201)

(留意点)

- ・ 国内施策の現状及びその方向性を踏まえ、国内施策と国際協力が連携するのに必要な方策に関する提示を含むこと。
- ・ 途上国の開発レベルに応じた、途上国への適切な社会保障システムの導入とその充実に即した内容が好ましい。

(4) 国際健康危機管理ネットワーク強化研究事業

< 事業概要 >

SARS(重症急性呼吸器症候群)、鳥インフルエンザ、エボラ出血熱等の新興感染症、更に甚大な被害が惹起され社会に与える影響の大きい核・生物・化学物質(NBC)による災害、国際テロ事案等、国際情勢の緊張が高まる中、国民の健康不安は増大する一方である。国内外におけるこれらの事象に起因する国民の健康被害を最小限にするためには、国外からの速やかな情報収集、国内における緊急対応などの健康危機管理体制の強化・充実が重要かつ緊急の課題である。このような観点から、NBCテロも視野に入れた健康危機管理に対する総合的な研究事業に早急に取り組む必要がある。

このため、本研究事業は、対応のあり方の基盤となる知見の整理、国内外における情報基盤整備並びに健康危機管理人材養成及びその有効活用に関する研究を行い、その成果を我が国の政策立案に反映させることにより、我が国の保健医療システムの強化を目指し、ひいては国民の健康に対する不安を軽減することにより、安心・安全な社会の確保に資することを目的とする。

< 新規課題採択方針 >

国際健康危機管理ネットワーク強化研究事業及び国際的な健康危機管理の人材養成・効率的な人材活用に関する研究、NBC災害対応体制のあり方に関する研究について募集を行う。

国民の健康被害を最小限にするため、NBCの発生動向の監視評価や国内外の情報収集と解明のための国際機関等とのネットワークのあり方や、国際的な健康危機管理に必要な人材養成および効率的な人材活用に関する研究、それらの基盤となるNBC災害・テロへの標準的な対応に関する研究、国際協力も視野に入れた医薬品の開発と備蓄に関する研究を採択する。

特に、自然災害、テロの形態が多様化している現在の状況に鑑み、いずれの事象に対しても迅速に対応できる人材を養成することが必要である。

また、高い緊急性に鑑み、より短期間で成果を得られる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：1 課題当たり3,000千円～15,000千円程度(1 年当たり)

研究期間：3 年程度

新規採択予定課題数：4 課題程度

< 公募研究課題 >

ネットワーク強化事業に関する研究 (17040101)
(留意点)

以下の点を加味した研究内容とすること。

- ・ 国際的な感染症流行等の発生動向の監視システムのあり方、非政府機関とのネットワークのあり方、国際機関との連携や情報共有システムのあり方に関すること。
- ・ WHOなどの国際機関に加盟する他国との情報交換のあり方や具体的なシステム構築の考え方に関すること。
- ・ G8 諸国との国際協調に関すること。
- ・ 核、化学による自然災害およびテロにおける、国際協調のあり方に関すること。

健康危機管理の人材養成、および効率的な人材活用に関する研究 (17040201)
(留意点)

以下の研究内容を加味した内容とすること。

- ・ NBC全般について、国際的な健康危機管理に特有のノウハウ、国際的なサーベイランスシステムの管理や初動体制に必要なスキルの獲得に関すること。
- ・ NBC全般について、国内における効率的な人材育成に関すること。
- ・ 人材の需要と供給のアンバランス是正、適切な人材配置に関すること。

NBC災害・テロ対応のシュミレーションと標準的対応に関する研究 (17040301)
(留意点)

以下の研究内容を加味した内容とすること。

- ・ NBCテロのシュミレーションに関すること。
- ・ NBC災害・テロ全般への実効的な初動対応に関すること。
- ・ 医療機関におけるNBC災害・テロ被災者受け入れの実効的なマニュアルに関すること。
- ・ 医療機関におけるNBC災害・テロ被災者受け入れに必要な資源に関すること。
- ・ 地域におけるNBCテロ対応体制の現状と既存資源の有効活用に関すること。
- ・ NBC災害・テロ全般に対応すべき施設のあり方と連携に関すること。

NBC災害・テロ対応必要資材の開発と備蓄に関する研究 (17040401)
(留意点)

以下の研究内容を加味した内容とすること。

- ・ NBC災害・テロ対応必要資材の国際的な備蓄政策に関すること。
- ・ 備蓄が必要な必要資材に関すること。

- ・ 必要な備蓄量に関すること。
- ・ 天然痘ワクチン等必要資材の効率的な確保に関すること。
- ・ 天然痘ワクチン等NBC災害・テロ対応必要資材の開発に関すること。

2. 先端的基盤開発研究事業

(1) ヒトゲノム・再生医療等研究事業

< 事業概要 >

ゲノム科学の成果に基づく個人の特徴に応じた革新的な医療の実現、自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療の実現などを旨とする。また、これらに関わる安全性の確保のための研究を進める。

なお、本研究事業は、総合的かつ効果的な推進のために、文部科学省等との協力・連携を図っていくこととしている。

< 新規採択課題方針 >

(ヒトゲノム分野)

我が国において主要な疾患に関連する遺伝子の同定・機能解明等に関する研究、薬剤反応性に関連する遺伝子の同定・機能解明等に関する研究。

研究費の規模：1 課題当たり30,000～50,000 千円程度（1 年当たり）

研究期間：3 年

新規採択予定課題数：15～20 課題程度

(遺伝子治療分野)

遺伝子治療に用いるベクターの開発研究及び遺伝子治療に用いるベクターの安全性及び有効性評価方法に関する研究。

研究費の規模：1 課題当たり30,000～50,000千円程度（1 年当たり）

研究期間：3 年

新規採択予定課題数：5 課題程度

(生命倫理分野)

ヒトゲノム分野、遺伝子治療分野及び再生医療分野等の先端医療分野の研究成果が速やかに臨床現場で適切に使われることを目標として、これらの成果が一般国民に広く理解され、受容される為の方策等の研究を優先する。

研究費の規模：1 課題当たり3,000～7,000千円程度（1 年当たり）

研究期間：3 年

新規採択予定課題数：2～3 課題程度

(再生医療分野)

再生医療・移植医療の発展に有用であり、以下の公募テーマに合致した研究を採択する。
なお、

～ の募集にあたっては、基礎研究の段階を終了して、小動物・中動物における前臨床研究の段階以降にある研究を優先して採択することとする。

、 の募集にあたっては、臨床研究の段階以降、あるいは既に実用化されている治療技術の応用・高度化に係る研究を優先して採択することとする。

の募集にあたっては、(ア)～(イ)それぞれにおいて掲げた事項を可能な限り包括的に扱う研究を優先する。また、(ア)～(イ)それぞれにつき1課題程度採択する。なお、実用化・臨床応用に近い段階にある研究テーマに対して、実用化に向けた支援が可能な研究体制を整えた提案を優先して採択することとする。

研究費の規模：1課題当たり30,000～70,000千円程度(1年当たり)

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：15課題程度

<公募研究課題>

(ヒトゲノム分野)

我が国において主要な疾患に関連する遺伝子の同定等に関する研究

(17050101)

我が国において主要な疾患に関連する遺伝子、たんぱく質等の機能の解明に関する研究

(17050201)

我が国において主要な疾患に用いる薬剤の反応性に関連する遺伝子の同定等に関する研究

(17050301)

我が国において主要な疾患に用いる薬剤の反応性に関連する遺伝子、たんぱく質等の機能の解明に関する研究

(17050401)

(遺伝子治療分野)

遺伝子治療に用いる、従来より優れたベクターの開発研究 (17050501)

遺伝子治療に用いるベクターの安全性及び有効性評価方法に関する研究

(17050601)

(生命倫理研究分野)

臨床研究、遺伝子解析研究、再生医療等の先端医療分野における生命倫理に関する研究 (17050701)

(再生医療分野)

神経・運動器分野 (17060101)

難治性神経疾患等に対する神経細胞・組織の再生を目指した治療技術、骨・軟骨・関節疾患等に対する組織工学技術等を用いた治療技術の開発に関する研究

血管・循環器分野 (17060201)

抹消血管、冠動脈等に対する細胞・増殖因子等を用いた血管再生治療、難治性心疾

患、腎不全等の循環器疾患に対する組織再生・移植等による治療技術の開発に関する研究

皮膚・感覚器分野

(17060301)

重度熱傷、皮膚潰瘍等に対する組織工学技術を活用した培養皮膚再生技術、移植が必要な角膜疾患等の感覚器疾患に対する組織再生技術の開発に関する研究

血液・造血器分野

(17060401)

悪性血液疾患等に対する骨髄、臍帯血、末梢血等を用いる造血幹細胞移植技術の高度化・安全性確保、造血幹細胞の増幅等による新規移植技術の開発に関する研究

移植技術分野

(17060501)

臓器移植・組織移植の高度化と新たな治療技術の開発、移植成績の向上と安全な移植の実施、臓器移植の普及・啓発及び社会的基盤整備等に関する研究

安全・品質管理分野

再生医学を活用する新規治療技術の実用化に関連した、細胞・組織等を用いる治療技術の安全性・品質の確保に関する基盤整備・技術開発、及び具体的な実用化プロセスの確立等に関する研究

- (ア) 感染リスクの排除、同一性の確保、免疫反応・がん化等の抑制、及び培地等による有害作用の防止に関する研究 (17060601)
- (イ) 既存療法との比較を可能とする適切な評価方法、及び費用-効果分析等の医療経済学的な評価方法の開発に関する研究 (17060701)
- (ウ) 再生医療の実用化に伴う社会受容（パブリック・アクセプタンス）及び倫理形成に関する研究 (17060801)
- (エ) 適切な実用化を支援する制度的枠組みのあり方、及びCGTP等の国際的な規制動向に関する研究 (17060901)

<留意点（再生医療分野のみ）>

研究計画書の提出に当たり、以下の点に留意すること。

「7.研究の目的、必要性及び期待される成果」につき、より具体的に把握するため、申請研究終了時に期待される成果と、研究分野の長期的な成果（目標）とを別々に示すこと。

「11.申請者の研究歴等」につき、より詳細に把握するため、以下のア及びイの項目に該当する論文（全文）の写し3編を添付した研究計画書を1組として20部提出すること。欧文のものについては日本語要旨も添付すること。

ア 申請する課題に係る分野に特に関連するもの。

イ 申請者が第一著者、もしくは主となる役割を担ったもの。後者の場合はその簡潔な理由を添付すること。

申請者は、主任研究者及び分担研究者の研究内容が、他の研究課題と重ならないよう研究計画を作成すること。

(2) 萌芽的先端医療技術推進研究事業

<事業概要>

(ナノメディシン分野)

超微細技術(ナノテクノロジー)の医学への応用による非侵襲・低侵襲を目指した医療機器等の研究・開発を産学官の連携により推進し、患者にとってより安全・安心な医療技術の提供の実現を図ることを目的とする。

(トキシコゲノミクス分野)

近年のゲノム科学の急速な進展を踏まえ、医薬品候補化合物等について、開発の早い段階で迅速かつ効率的に安全性(毒性、副作用)を予測する基盤技術(トキシコゲノミクス)に関する研究開発を目的とする。なお、トキシコゲノミクス手法を用いたデータベースの作成は、指定(プロジェクト)型で推進することとする。

(ファーマコゲノミクス分野)

高血圧、糖尿病、がん、痴呆等の疾患を中心として、治療に用いる医薬品の効果や副作用の発現に密接に関連するSNPsやマイクロサテライト等を同定すること、さらにその成果を利用して、簡便で安価なDNAチップ等の解析ツールを開発する。これにより最新の検査機器を揃えた大病院だけでなく、診療所レベルにおいても、薬剤に対する反応についてゲノムレベルでの個人差を明らかにしたうえで、最適な処方を行うことを可能とし、患者にとってより安全・安心な医療技術の提供を実現する。

<新規課題採択方針>

(ナノメディシン分野)

超微細技術(ナノテクノロジー)を活用した医療機器、医薬品の開発技術を、産官学間の連携の下、医学・薬学・化学・工学の融合的研究等学際的に発展させる研究。

なお、課題採択にあたっては、研究終了時又はその数年先(3年以内)に臨床応用される研究計画であること及び、下記「<公募研究課題>」において例示した研究を優先する。

また、若手研究については必ずしも民間企業との連携を求めない。

研究費の規模：1課題当たり30,000千円～80,000千円(1年当たり)
若手研究については5,000千円程度(1年当たり)

研究期間：3年

新規採択予定数：5～10課題程度
若手研究10課題程度

(トキシコゲノミクス分野)

ゲノム科学を活用し医薬品候補化学物等について、開発の早い段階で迅速かつ効率的に安全性(毒性、副作用)を予測する基盤技術(トキシコゲノミクス)に関する研究。

ただし、指定(プロジェクト)型で実施している研究内容を除く。

研究費の規模：1課題当たり20,000千円～50,000千円(1年当たり)
若手研究については5,000千円程度(1年当たり)

研究期間：3年

新規採択予定数：10課題程度
若手研究5課題程度

(ファーマコゲノミクス分野)

重篤な副作用又は大きな効果の差異が生ずる原因が、患者のゲノムレベルでの個人差によることが推定される医薬品について、関連するSNPsやマイクロサテライト等を同定し、解析方法・ツールの開発等を行い、その成果に基づいた最適処方・副作用回避等への活用手段を検討する研究。

研究費の規模：1課題当たり30,000千円～60,000千円程度(1年当たり)

研究期間：3年

新規採択予定数：20課題程度

<公募研究課題>

(ナノメディシン分野)

超微細画像技術(ナノレベル・イメージング)の医療への応用に関する研究

(17070101)

(例) たんぱく質等を画像化する技術の開発を通して、疾患原因の探索や効率的な医薬品開発を目指す研究、医薬品の体内動態を観察するためのラベリング技術の開発等

微小医療機器操作技術の開発に関する研究

(17070201)

(例) がん・疾病診断用抗体チップなどプロテインチップの開発、非侵襲又は低侵襲の治療機器、連続長時間監視が可能な体内超小型センサの開発、超小型神経刺激装置の開発等

薬物伝達システム(ドラッグ・デリバリー・システム)に関する研究

(17070301)

(例) 経皮型、吸入型等新たな薬剤投与方法に焦点を当てた研究、ペプチド、siRNAのデリバリー用DDSの研究等

がんの超早期診断・治療システムに関する研究

(17070401)

抗体、リガンドの利用等により正常細胞とがん細胞の分子レベルの差違に着目してがん細胞を描出・抽出し診断や治療を行う機器の開発に関する研究

企業等、国立試験研究機関又は大学等に所属する36歳以下の研究者が上記～において主体となって行う先端的あるいは基盤的研究(若手研究)(17070501)

(留意点)

新規事業である「がんの超早期診断・治療システムに関する研究」に関しては、NEDOとの共同事業であるため、以下の事項に留意して応募すること。

ア. 本分野は、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の分子イメージング機器研究開発事業との共同事業であり、研究計画を当研究事業及びNEDO事業の評価委員会が共同で評価し、採択を行うものであり、必ず、同研究計画をNEDOへも申請すること。

イ．N E D O事業と本事業の補助分担は、産・官・学のうち官・学が実施する部分（産をN E D O事業）又は、リガンドの開発等薬学・有機化学を用いた研究を実施する部分（医療機器の開発等工学を用いた研究を実施する部分をN E D O事業）を原則とする。

いずれにしても、各研究計画の内容を踏まえ、両事業の連携が図られる分担となるように工夫された上、N E D O側への申請書類も添付し申請すること。

なお、両計画とも主任研究者、分担研究者は一致させること（ただし、配分額が無しとなる分担研究者を妨げない）。

ウ．採択課題については、経済産業省、厚生労働省、研究者からなる合同委員会により進捗管理を行うこと。

エ．研究実施1年目の終了時に、厳格な評価が行われ中止とされる場合があること。

また、評価により2年目以降本格的な研究開発に移行することが妥当とみとめられたテーマについては、試作器の製作等のためN E D O側の研究費の増額が認められる場合があること。

オ．公募の締め切りは、他の厚生労働省科学研究費補助金とは異なり、平成17年2月11日（金）必着とする。

カ．共同事業の詳細については、当事業の推進事業の実施団体である（財）医療機器センターのホームページ（<http://www.jaame.or.jp/>）を参照すること。

キ．既存の検診・診断・治療・フォローアップ技術と比較して、感度・特異度に優れていること、費用対効果に優れていること、侵襲性（放射線被曝を含む）が少ないこと、より微小な段階から転移が診断できること、位置把握精度が高いことなどの長所について具体的数値・根拠を示して、研究計画書の「8．この研究に関連する国内・国外における研究状況およびこの研究の特色・独創的な点」に記載すること。

（トキシコゲノミクス分野）

トキシコゲノミクスを活用した安全性（毒性・副作用）の早期予測に関する研究のうち、次に掲げるものであって既に当該事業により実施された研究課題の内容を除く研究。

なお、指定（プロジェクト）型の研究課題との関係は次頁の通り。

既存物質によるたんぱく質や代謝物発現状況に関する技術（トキシコプロテオミクス、トキシコメタボロミクス）に関する研究 （17080101）

新たなDNAチップ、プロテインチップを活用した毒性発現の評価及び活用手段等に関する研究 （17080201）

臨床（臨床研究を含む）において判明している重篤な副作用の出現メカニズムを動物のゲノムレベルで解析し、指定研究によるスクリーニング技術の開発を補完する研究 （17080301）

企業等、国立試験研究機関又は大学等に所属する36歳以下の研究者が上記～において主体となって行う先端的あるいは基盤的研究 （17080401）

（ファーマコゲノミクス分野）

S N P s やマイクロサテライト等の探索に関する研究 （17090101）

個人差のある抗がん剤の効果発現等、重篤な副作用又は大きな効果の差が生じる原因等、患者のゲノムレベルでの個人差によることが推定される薬剤について、原因となるS N P s等の探索やその解析方法・ツール開発に関する研究 等

指定研究

ゲノム科学を活用したスクリーニング技術の開発に関する研究(動物のゲノム情報とヒトゲノム情報を活用)

- ・化学物質や医薬品に関する動物試験及び臨床試験のデータ
- ・動物及びヒト細胞等に投与後の遺伝子発現データを収集し、これらのデータをデータベース化し、その情報を用いて、新たな化合物について、安全性を予測(スクリーニング)する技術を開発する

推進

公募研究

既存物質によるたんぱく質や代謝物発現状況に関する技術(トキシコプロテオミクス、トキシコメタボロミクス)に関する研究

新たなDNAチップ、プロテインチップを活用した毒性発現の評価及び活用方法等に関する研究

臨床(臨床研究を含む)において判明している重篤な副作用の出現メカニズムを動物のゲノムレベルで解析し、指定研究によるスクリーニング技術の開発を補完する研究

安全性に
重点をお
いた迅速
な医薬品
開発技術
の確立